

(様式第1号)

平成25年度 第3回芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会 会議録

日 時	平成25年9月18日(水) 9:30~10:30
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	委員 長 大方 美香 副委員 長 寺見 陽子 委 員 下岡 きみ代 委 員 飯田 眞美 委 員 金光 文代 委 員 山本 眞 委 員 安里 知陽 委 員 有馬 直美 委 員 藤原 寛子 委 員 英 眞希子 委 員 末谷 満 委 員 伊田 義信 委 員 津村 直行 欠席委員 半田 孝代 事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主幹 高橋 弘美 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	7人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 待機児童解消策について
- (2) 選定委員会の委員の選任について
- (3) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 待機児童解消加速化プランの支援パッケージ
- 資料2 待機児童解消加速化プランへの取り組みについて
- 資料3 グループ型家庭的保育事業の運営事業者の募集について
- 資料4 グループ型小規模保育事業
神戸新聞記事

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶
 - (事務局) ただ今より平成25年度第3回芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。1時間という限られた時間ではございますが、活発なご審議をお願いいたします。
 - (委員長) 本日は朝早くからご参加いただきましてありがとうございます。本日は会議が2つございますので、ご尽力どうぞよろしくをお願いいたします。まずは、第3回芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会から、1時間程度で終わる予定でございます。それでは、事務局から運営上の説明をお願いします。

(2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

<議事>

- (1) 待機児童解消加速化プランの支援パッケージ
 - (委員長) ただいま事務局より説明がございました公開、傍聴の件については、皆様よろしいでしょうか。ご了承いただいたということで、ご入場いただきます。資料の確認は後ほど事務局にお願いしたいと思います。議事に入る前に事務局より資料の説明をお願いいたします。

【事務局より資料説明】

(委員長) ありがとうございます。それでは早速議事に入りたいと思います。議題の1つ目が待機児童解消加速化プランの支援パッケージについてということです。事務局説明をお願いいたします。

【待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて説明】

- (英委員) 運営事業者の募集はどのような方法でしょうか。
- (事務局) 10月の初旬に芦屋市の広報に掲載させていただく予定です。ホームページなど、市の媒体を用いて、募集いたします。
- (英委員) ある程度、どこか入りそうな業者は分かりますか。
- (事務局) 事前に調査を行った時にもございましたので、実際にふたを開けてみないと分かりませんが、応募はあると考えております。
- (英委員) 募集から実施への期間が短いのでどうでしょうか。
- (事務局) 今回は期間が短いですが、急ぎの事業であるということをお願いしようと思っています。
- (副委員長) 今回はあくまでも市内の認可保育所を対象とされるということですね。公募はどの領域にかけられますか。
- (事務局) 今回は市内の認可保育所か認可外保育所を運営している法人、または市内で社会福祉事業をしておりかつ他市で認可保育所を運営している法人です。
- (飯田委員) 開設時間は、何時から何時まででしょうか。
- (事務局) 開設時間は今のところ、通常保育は7時30分から18時に予定しております。
- (飯田委員) それでは一人の保育者ですべての時間は難しいと思います。
- (事務局) その通りです。シフト勤務にするかどうか等については委託事業者に検討していただきます。
- (下岡委員) 保育士資格についてですが、資格がなくても補助員としてならばよいということですか。先日、保育所で話し合いましたが、保育資格をもたない補助員ということは、絶対してはいけないことだと思っています。今、全国の自治体が保育士の争奪戦にかかっています。資格者確保のためにこそお金を投じて、そこで質を守らなければなりません。保育士資格があってもいろいろな人がいると言われてしまえばそれで終わりですし、私たちも正規職員だからすごいということではございませんが、やはり、保育士資格を持っているという一定の基準をはずしてしまえば、絶対に質は保てません。保育士資格はきっちりと守るべきだと思います。それでこそ市民に、国の基準は保育士資格がなくてもよいと言われているけれども、芦屋市はそうではないと大きな声で言えるのだと思います。もう一点、事務局説明では、年限を決め28年度までと言われていたかと思いますが、本当に28年度で終わるのかどうかです。今までも浜風夢保育園ができた時は、初め3年だと言われていました。とんでもない話です。保育所が一旦できると湯水のごとく次の人も出てくるという前提で話をした時、28年度までと急いだ事業が結果的にずっと続いていくことは想定範囲内で、今の決断が大きな決断に結びつくと思っています。なおかつ、募集をかけた時に集まらない理由の第1は働く側からすれば、28年度までの期限があるということです。保育士は昔から3Kのお仕事ですから、入っても辞めていく人の方が多いくらいです。しかし、潜在的には資格を持っているけれども活かさきれていない方がたくさんいらっしゃるというのが現実だ

と思います。その方々の掘り起こしも含めた時に、この条件であれば働けるという条件の整備にこそ、市のお金をもっとかけて提示していくべきだと思います。さらに、28年度以降の保育士が次にいけるかもしれないという展望を示してこそ、本当の緊急避難対策であると思います。28年度以降の計画について示していかない限りは、間に合わせで安上がりで、国に言われたから芦屋市もしたという簡単な気持ちで人の子どもの命を預かるような事業を安易にははいけないと思います。

(藤原委員) 子どもたちの人数と比較した保育士の人数はよいのですが、今いろいろな他市の小さな保育所で子どもの命に関わるようなトラブルがあったと聞いたことがあります。巡回指導と先ほどおっしゃいましたが、巡回指導される方は役所から定期的にいらっしゃるということでしょうか。また、資格のことで、研修を修了された方というのは、保育士としての研修を修了されたという意味でしょうか。

(事務局) 巡回指導につきましては芦屋市の職員が行います。また研修につきましては保育士の方であっても、家庭的保育にあたる前に研修を受ける必要があります。小規模型の保育に従事するためには必ず修了して、仕事に就くということです。

(藤原委員) では、その研修に一人ひとりの子どもの命を大事にしていかなければならないということを組み込んでいただけたらありがたいと思います。

(事務局) 私どもも、保育士をそろえるということを進めているところですが、実際近隣を確認したところ、主たる方は保育士ということで確保を必ずしたいということでした。補助者としては、できるだけ保育士をとという考え方ではありませんが、そこまで縛りをかけると事業実施が困難になるということです。今現在、待っている方がどんどん増えています。以前134人と申し上げましたが、今200人近くになっています。緊急課題対策として、今の時期にご相談を受けても満杯という状態を少しでも解消したいということで、保育士をそろえて質を保ちたいというのは当然のことですが、このような緊急課題対策で対応させていただくということです。

(下岡委員) 芦屋市の職員として、どのような形が子どもに一番よいのかということを考えました。あくまでも公立保育所側の考えですので、私立保育園側の方のご意見は後で聞かせていただければと思います。公立の範囲内で許されるならば、公立保育所で0～2歳あるいは0～3歳の児童を、公立幼稚園では3～5歳あるいは4～5歳という役割分担をします。大きな市ではできない、小さな芦屋市だからこそできる画期的な案ではないかと思います。それが可能であれば、今の施設を最大限に利用して、かつ保育士資格を有する者がいて、かつ公立を望むすべての子どもたちが同じ教育を受けられる。その前後に関して保育所機能のある幼稚園になるということで、幼稚園にとっては大きな変身が必要なので教育委員会として、大きな決断を迫られると思いますが、本当に行政と教育委員会がこの事業をしようと思っているのであれば、芦屋市ならできるプランはこれしかないと思っています。

(津村委員) 先ほどからおっしゃっていることを含めて、少し委員の立場から離れるかもしれませんが、まず申し上げておきたいことは、子どもの安全・安心をおろそかにする考えは一切ございません。これは明言をしておきたいと思います。今回の事業については、28年度の3月をもって契約を更新しないということは担当課長から申し上げたことですが、今のご提案の内容については、この場合は25年・26年の取り組みを検討する場であって、27年度以降の取り組みについては子ども・子育て

て会議に委ねていくことになると思います。もう1点、保育所の保育士という考え方の中では、当然保育士が望ましい。しかしながら、その確保ができないことを理由に、今待機になっている子どもたちをそのまま放置していることについて、私たちは1歩踏み出したということであり、決してその質を落としたいということではございません。ですから、先ほど担当課長も申しあげましたように、基準としては保育士プラス補助者、その補助者については、保育士資格は求めませんが、保育士を確保していただけるということであればそれは、委託事業という形の中で委託費を加算し、対応していくということです。決して保育士資格が必要ではないということをお願いしているわけではありません。

(下岡委員) だからこそです。28年度以降のことがきちんとしていければ、保育士が集まるということです。先ほど提案した幼稚園と保育所が役割分担を行う案がもし実現するならば、必ず幼稚園は保育士を欲しがります。保育所ももっと募集するかも知れない。そこへの保育士需要が見えてきます。そのことを今発信できれば必ず保育士は集まります。

(津村委員) これから行うニーズ調査に基づいて、認定こども園はどの程度必要なのか、幼稚園がどの程度必要なのか、それに加え、さまざまな子育て支援事業としてどのようなことを市民の方が望まれているのか、そのような調査をベースとして、本市における基本的な整備を行っていくこととなります。ですから、ここでいう小規模のものが、保育士を確保するためということではなく、市民が必要とするサービスにどのような基盤が必要なのかをベースとして、子ども・子育て会議で議論していくこととなります。ですから、今の段階で28年度以降継続するという考え方は市として持っていません。

(有馬委員) 市役所の会議に出て間もないが、いろいろなことを感じます。芦屋市だけではないでしょうが、縦割りということ。大きな大切なことを決めなくてはなりません、分担して決めていかなければならないこともあるので、この会は大きなことを決めるために分担された会です。皆さんで大きなビジョンを持ちつつ、かつ小さなことを決めていきましょうということをおっしゃりたいのではないかと思います。そのビジョン無くして小さなことを決めてしまうと、大きなことへ結びつかないということだと思います。今度、幼稚園のPTAからの意見を上げさせていただこうと思っておりましたが、実際、幼稚園でも3年保育を希望している方が増えています。画期的なお考えで芦屋市ならではだと思います。先日、学校教育審議会で教授がおっしゃっていましたが、芦屋市の幼稚園は全国1位とされているそうです。そのように質の高い公立幼稚園、保育所、私立の施設があることに対して、まず、それぞれを活かした形を考えていくべきではないでしょうか。その後が認定こども園であると思います。

(津村委員) 検討委員会は今、保育に欠ける状態の子どもたちに対してできることは何かということを議論していただきたい。したがって次の展望を考えるために、子ども・子育て会議がありますので、それをそこに委ねていただきたいということであって将来構想を否定しているわけではありません。

(有馬委員) それも分かっております。しかし、保育士の質のことをおっしゃっていたので、そうなれば、展望を考えた上で、補助員の資格なしということに引っかかってしまうと思います。ここで補助員の資格なしと決めてしまったとしても、子ども・子育て会議で補助員のこと検討していくことができるのではないかと思います。

- (津村委員) それについても誤解があります。保育士でなくてもよいということを申し上げているのではなく、本来は保育士2名体制が望ましいが、もし保育士が確保できないために困っていらっしゃる待機になっている方のための事業ができないということが待機児童の解消に打つ手立てがないということになってしまいます。ですから、保育士に対して補助者は守っていただきますが、保育士を確保できるということであれば、それは委託料の加算を設けて、保育士の配置をお願いするというスタンスであり、保育士を配置しないというわけではありません。
- (下岡委員) しかし、資格のある保育士を募集するために保育士が必要でしょう。そうすれば、保育士の入ってくる確率が高いと申し上げているのです。28年度のことであればこそ、この10月1日からのことを真剣に考えられるだろうと思っています。このときに無資格でよいということを守るための案です。
- (津村委員) それは理解しています。ただ、新しい仕組みの中でこれからニーズ調査に基づいて決めていく議論の前に、これありきということは市としてできません。おっしゃることは分かりますが、芦屋市としてニーズ調査を待たずにこの小規模の保育事業を今後ずっと整備をしていくということになります。
- (副委員長) 下岡委員に聞きたいのですが、有資格者を募集すると書いて欲しいということですか。役所側からすると、バンドエイドのようなもので、他の部分は修正の余地が多分にあるという意味でおっしゃっています。ただ、下岡委員はこれが一度起動してしまうと、これが事例になり、資格を持たない方が参入されることを懸念されています。そこを整合できるように、募集をかける時にはどの資料が公として出るのでしょうか。
- (事務局) ご説明したのは事務局案であり、委員の皆様のご意見をいただいた上で作成し、募集をかけます。
- (副委員長) 今の議論については、公の文書が出ているわけではないということですか。募集をかけられる際には、有資格者、あるいは研修を修了された方、というような文言を謳っているわけではないのでしょうか。
- (事務局) 募集をかける際には、国の基準をベースとして委員会の意見を踏まえた上で募集をかけようと考えています。
- (津村委員) 事務局の考えについて意見をいただきたいということがこの委員会です。ただ、市が考えている部分と少し誤解がありましたので、正しくご理解いただきたいと思います。
- (飯田委員) 下岡委員が言われたように、次のビジョンが見えなければ、保護者からしても、子どもを預けるにあたって、28年度以降にどうなるか分からないと言われた時、さらに基準の低い保育園に預けるかどうかについて、緊急措置としてそこに入り、次の保障があるならば入ろうという気持ちにもなりますし、何かがセットになってビジョンが見えていなければ、保護者の方にも厳しいのではないのでしょうか。先ほど事務局説明では、施設が狭くても保育ママ制度はメリットだとおっしゃいましたが、決してメリットではなく、子どもにとってはデメリットです。行政の立場からするとメリットである保育園をつくらうとしているのかと思いました。私自身が、0～2歳を中心とした保育園を運営するものとして、保育士と子どもの人数の比較で、子ども24人に対して今私のところでは保育士が12人います。シフトは7時30分から19時で、また研修にも出しています。保育士でないものが入ってくるのであれば、実地としての研修が必要であると思います。3対1プラス補助員5対1で本当に行っていけるのかと思います。目の前の子どもをみて帰る

という研修の機会もない保育でよいのだろうかと思います。もう少し、人的余裕や資格要件をきちんとしていただかないと、今ある保育園との乖離は大きなものになると思います。保護者もそこまで鈍感ではありません。市民の立場に立ってもう少し考えていただきたいと思います。

(安里委員) 1歳の子どもを保育所に預けている親の立場として、実際今年の春に待機児童になる状況になりかけましたが、このような募集を見かけたら正直うれしいです。保育所や保育士という立場からの意見はよく分かります。正直先ほどおっしゃっていただいたように、近々に困っているという状況で、0～1歳児を預けたいということにおいて、母親は保育士資格をおそらくあまり意識していないと思います。もちろん資格がある方が安心ではありますが、実際、周りのおばあちゃん世代の方々が、そんなに困っているならば先ほどの保育ママのようなことをしたいとおっしゃっていました。その時に預けたいと思いました。保育所は衛生面などのいろいろな問題に対して、安心して預けられるという意味では空きがあればすぐにでも入りたいという気持ちはありますが、明日明後日考えた時には、預かっていただきたいと思います。芦屋市が緊急措置として設けたと言うならばうれしいです。しかし、私が不安なのは、実際に預けるとして、0歳で入れず、4月から始まる事業でここに入れますよと言われた時、その施設が自宅よりとても遠くてもやむを得ないということでおそらく連れて行くことになると思います。例えば、0歳から預けたときに、1歳で公立保育所が空き、あなたは事業の施設にいますから1歳が終わるまでそこにいてくださいと言われてしまわないかという心配があります。ですから、どこでもよいので、そこに入っている間は待機児童として扱われているかどうか心配です。施設が家から遠くても、とにかく近くの所に移ることができるまでがんばるという気持ちになっていきます。しかし、今すぐここに入れますと言われて入ってみると、あなたは待機児童ではないので、待機児童の方が優先だというような条件によって、事業を利用して入った方が損になるということになり得ません。ですから、認可保育所の0～1歳児と重複しており、待機児童の順番について対策ができないのではないのでしょうか。これが逃げ道になり、とりあえず待機児童は0ですが、実際は今すぐにも認可保育所に入れたいという気持ちがずっとあると思います。正直な気持ちとしてこの事業が出された時に本当に利用しても大丈夫なのかという不安があります。

(津村委員) 貴重な意見ありがとうございます。これはあくまでも委託事業ですから、市の事業です。これまで芦屋市として大きく踏み出したことは、株式会社やNPOであっても市の保育事業参入の中にあるという大きなハードルを越えようとしています。このハードルを越えるにあたっては2年3か月という新たな仕組みの中で整備をするまでの間行うものという規定をしました。株式会社参入はご存知のように西暦2000年から保育事業への参入が認められていますが、そこには当然市民の皆様にご理解をいただけない部分が残っていることも事実です。これは基準を設けて解決できる部分とそれから様々な法律の中で制約を課せられていることから、市単独で解決できないこともあります。安心安全の面については利潤追求が目的の株式会社の参入にあたり、一定の保育水準に保つような法上の縛りは、やはり国の中で考えていくものであると思っております。ですから、基本的に今、保育に欠ける状態をまず解決したい。そこには、市の委託事業として解決をしたということでご提案申し上げていることがまず1点。そして、3歳以降どうなるかということについて、他市については3歳以降の保障はしませんと募集段階

ではほとんどが明記されています。しかし、私どもとしましては3歳の受け皿を確保していきたいと考えております。2年3か月としましたのは今後まだ待機児童の増える状況下であり、本来新制度へ移行する27年4月にはとりたいところですが、この1年でそれだけ対応していく施設の確保が困難な状況です。したがって、2年3ヶ月という期間の設定をしました。先ほどのご意見に対し、まだ現在どのような形がよいのかは1月までに検討していきたいと思っております。

(委員長) みなさんの意見は大変貴重なご意見で、十分に意見が出たということが一番意義あることだと思います。ただ、大きなことを決めるためにはこの1時間で委員会を行うこと自体、無理があったのではないかと思います。もともとこの会議は、待機児童をどうするのかということにあり、それを解決するということでしたが、変更を余儀なくされました。認可基準を県に認めていただけず、変更を余儀なくされるようなことを提案してしまったということに元々問題があるのです。ですから、慎重に行わなければなりません。詰めが甘かったという反省を前提に、それぞれの意見を反映する必要があります。どうしても待機児童の解消は国の緊急課題であるということと、市民の立場から解決しなければいけない課題であり、そのための会議であると思います。かつてあったようなベビーホテル問題や先日裁判になっていたようなことが起こった時に、市の委託事業として、市はそこまで責任が取れるのかという問題があります。資格のあるベテラン同士が集まっても調和をとるには時間がかかります。資格を持たない者同士が新しい施設で始めるということは、1対1でも難しく、むしろ近所のおじいちゃん、おばあちゃん同士の方が顔なじみで心地よく分かり合っている部分があります。知らない者同士が知らない場所で、家庭的保育の怖いところは何かあった時に助けを求める人がいないことだと思います。研修も継続的に必要です。設備の中での安全対策など、巡回される時にきちんと見てもらわなければいけません。3対1としても大変なことが実際に起こっています。資格がないということが、市の事業としてリスクとなっていくないようにしなければなりません。まだ資格の要不要を明記しないのであれば、基本は有資格者であるという前提で、最初からどちらでもいいというのではなく、募集要綱の作成までに、きちんと議論をしていただきたいと思っております。28年まで見通す審議は、この会議ではなく、そこは住み分けをする必要があります。法律改革は現場の先生方自ら発信していかれることが非常に重要で、幼稚園と一緒にやっていくということは貴重なことで、ただ、ここでは決められることではないので、忘れてしまわないように継続的に審議していただいて、全体的な芦屋市の幼児教育の未来を見据えて、新しいものを入れる前に今やっぴらっしゃる方が生きていけるように考えておかなければなりません。それは、この会議ではないところで役所と教育委員会で議論していただければと思います。

(2) 選定委員会の委員の選任について

【事務局より資料説明】

(委員長) 今日の意見を反映し、特に募集に関しては事務局に一任するというので、また皆さんに回覧していただきます。市の事業なので、潜在的な方々に市として調べていらっしゃれば、その方々を事業者で受け入れていただけるように、少なく

とも2～3年の話なので、最初の立ち上げだけでも携わっていただいた方がよいかと思います。みなさん貴重なご意見をありがとうございました。

(副委員長) 安里委員の意見はとても重要な案件で、直接の関係はないかもしれませんが、待機児童の順番についても考えていただきたいと思います。

(委員長) 見通しを持っていないと、窓口で切り捨てられてしまうと思いますので、その点につきましては、見通しを持つ必要があります。最後に事務局から何かございますか。

【事務局より事務連絡】

(委員長) ありがとうございました。

<閉会>